

アイデア提案書

提案番号	No.22-1-4		
提出年月日	令和4年11月17日	受付年月日	令和4年11月17日
所属		職名・氏名	
提案件名	庁内コメント（仮称）制度の設立		
提案の要件	<input type="checkbox"/> 市民サービスの向上に役立つもの <input checked="" type="checkbox"/> 事務能率が向上するもの <input type="checkbox"/> 経費の節減・収入の増加に資するもの <input checked="" type="checkbox"/> 行政事務運営の革新となるもの <input type="checkbox"/> 本市のイメージアップに係るもの <input type="checkbox"/> その他公益上有効であるもの		
関係部署	全課（あえていえば行革のある企画課か）		
現状及び問題点	（実施の必要性について具体的に） 大きなプロジェクトに当たり、担当部署でいろいろと考えていると思うが、担当以外からの意見聴取が難しい。 横ぐしでの意見聴取の方法が具体的でない。		
提案の内容	（実施の方法について具体的に） 市民からの意見を公募する「パブリックコメント」を庁内に流用した「庁内コメント」制度を創設する。 施策案や規則案などを一定期間掲示し、意見等を受け付ける。 受け付けた案については、コメントをつけ庁内に回答する。（意見者の名前は基本は伏せて回答） 制度要綱は別紙のとおり。		
期待される効果	（効果について数量等を具体的に） パブリックコメント前に職員からの意見が聴取でき、さらに制度設計のブラッシュアップできる。 他部署職員においても、新しく実施される事業がどのようなものかわかり、たたき台があることで修正などの指摘をしやすくなり、あとで「こうしたほうがよい」ということが減る。 いわゆる「横ぐし」の意見聴取の方法の一つとすることができる。 実際に市民向けに行う「パブリックコメント」の練習となる。		

○備前市庁内コメント制度実施要綱

令和 年 月 日告示第 号

(目的)

第1条 この告示は、庁内コメント制度に関し必要な事項を定め、職員の市政への積極的、かつ、幅広い参加の機会を確保し、職員の多様な意見を反映させた制度設計を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「庁内コメント制度」とは、市の実施する政策若しくは市が策定する条例(以下「政策等」という。)又は多岐の部署に係る規則の策定若しくは改正に当たり、担当部署(政策等の中心となる部課所をいう。)において事前にその趣旨、内容等を公表(庁内のみの発表とする。以下同じ。)した上で、職員からの意見又は情報(以下「意見等」という。)を公募し、意見等に対する担当部署の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(公募)

第3条 担当部署は、政策等の制度設計を図る際に、庁内コメント制度により職員から意見等を公募することができる。

(対象)

第4条 庁内コメント制度の対象にできる政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 備前市パブリックコメント制度(平成19年備前市告示第45号)の対象となる政策等
- (2) 庁内全体に係る規則、告示又は訓令の策定又は改定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、担当部署が庁内から意見を聴取したい政策等

(公表及び資料)

第5条 担当部署は、庁内コメント制度を実施しようとするときは、あらかじめ、その案を公表するものとする。

2 担当部署は、前項の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等を策定する趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案の概要

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料(以下「案及び資料」という。)を市のwawaooffice上に掲載することにより行うものとする。

(意見等の提出)

第7条 担当部署は、意見等の提出期間及び提出方法を定め、案及び資料を公表するときに明示

するものとする。

- 2 前項の提出期間を定めるに当たっては、職員が意見等を提出するために必要な時間を勘案し、1月程度を目安とするものとする。
- 3 第1項の提出方法は、電子メールその他の方法のうちから実施機関が定めるものとする。
- 4 意見等を提出しようとする職員は、部署、氏名その他必要な事項を明らかにしなければならない。
- 5 担当部署は、意見等を提出した職員の部署、氏名その他の属性に関する情報を公表する場合には、案及び資料を公表するときにその旨を明示するものとする。

(意見等の考慮及び公表)

第8条 担当部署は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の制度設計を行うものとする。

- 2 担当部署は、前項の規定により政策等の制度設計を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する担当部署の考え方を、当該政策等の案を修正したときは当該修正の内容を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。
- 3 第6条の規定は、前項本文の規定による公表について準用する。

(備前市情報公開条例との調整)

第9条 この制度における手続は、備前市情報公開条例(平成17年備前市条例第13号)第7条第6号の規定による市の内部における審議、検討又は協議に関する不開示情報として取り扱うものとする。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

担当課 意見	<p>【企画課】</p> <p>新規施策について多角的な視点からの検討が実施されることで、制度の磨き上げにつながるとともに、施策の事前共有により、庁内の意思疎通が促進される副次的効果も期待されることから、提案に基づく仕組みを構築する。</p>
-----------	---

【職員提案審査委員会による審査結果】

項目	問題意識	創造性	有効性	効率性	費用対効果	具体性	実現性	合計(総合評定) (26点以上で優秀賞)
点数	3.9点	3.1点	3.6点	3.5点	3.5点	3.9点	4.2点	25.7点

意見	<p style="text-align: right;">優秀賞に至らず</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員の意見を聴取するという考え方は素晴らしいと思うが、この制度をぜひ活用してもらいたいのは、自分の考えは完璧であると考えている職員(部署)と思います。そういった者に利用させる、本制度の基準を作る必要があると思います。アイデアを募集するという観点と、他者に精査してもらうという両面がある制度と思うので、しっかりとした制度が作ればよいと思います。 ●意見を言える場であれば、有効なディスカッションができるでしょう。トップダウン施策に対する自由な意見は言いにくいものです…。それを覆せるような強い効力を持つ場にしなければ、担当する職員の負担が増えるだけに思えます。 ●関係業務が多岐にわたる場合、「横ぐし」は必ず必要です。コメント制度では、どうしても「否定」から入る意見も多くなるかと思います。全職員一丸で多角的視点で政策を練り上げる体制づくり及び意識改革が先なのかなと思いました。 ●担当部署以外の視点からの意見を施策に反映することができ、とても効果的だと思います。施策案や規則案を作成する前の段階で、庁内で意見を募り、早い段階で意見を反映することができれば、効率的なのではないかと思います。 ●意見聴取は本来であれば、部課長会議・庁議の場で協議されるべきものと考えますが、その前段での意見聴取であれば、有効な制度と思います。 ●職員の意見を伝えることができるため、良い提案だと思います。 ●様々な意見を集める手段として、このアイデアは効果的だと感じる。強いて言えば、例えばこども園や学校の先生方の意見も得られた方がよいということも考えられるため、第6条の公表の方法で、必要に応じてwawaoffice以外でもできるよう、柔軟な運用を想定しておいた方がよいのではないかと。 ●新規施策の実施にあたり、他部署の職員の指摘を受けて事業スタート後に修正することを防ぐことができる、担当課は効率的に意見を収集できる等メリットは大きい。 ●WAWAの掲示板でLOGOフォームを通じて募集すればよいと思う。完成してからではなく、なるべく早い草案の段階から他部署に情報を開示し、知恵や意見を募ることは非常に有益である。要綱まで作成しているので、実現を。
----	--